

公募型プロポーザル方式による業者選定実施公告

学びの実験室NEXTデジタルイノベーター育成事業委託業務について、公募型プロポーザル方式により契約の相手方の選定を行うので、次のとおり公告する。

令和7年4月7日

長浜市長 浅見 宣義

1 業務の概要

(1) 業務の名称

学びの実験室NEXTデジタルイノベーター育成事業委託業務

(2) 業務の目的

デジタルスキルを活用して地域・社会を変えていこうとする意識を有した若年層人材（デジタルイノベーター）を育成し、地域産業のデジタルリテラシーを向上させるとともに、長浜市に定着する若者を獲得することを目的とする。

(3) 業務の内容

業務内容は、以下のとおりとする。

- (1) 事前協議
- (2) 計画・準備
- (3) デジタル人材育成プログラムの開催
- (4) 業務分析
- (5) 打合せ協議

(4) 業務期間

契約締結日の翌日から令和7年12月31日まで

2 参加資格

上記1の業務に係る公募型プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）に参加することができる者は、次に掲げる要件に該当する者とする。

- (1) 令和7年度の長浜市競争入札参加有資格者名簿に登録されている者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しない者であること。
- (3) 長浜市から入札参加停止措置を現に受けていないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

3 選考方法

上記2の参加資格を満たしているプロポーザル参加者による企画・技術提案書の書面審査

及びヒアリング審査を行い、その内容を学びの実験室NEXTデジタルイノベーター育成事業委託業務プロポーザル選定委員会において評価し、受託候補者の選定を行う。

審査項目は次のとおりとする。

- ① 組織評価（経営規模、業務執行技術力、実施体制）
- ② 提案内容評価（業務遂行力、提案内容の的確性、取組姿勢）
- ③ 事業費評価（見積額、見積書の内容）

4 応募手続等

(1) 担当部局（書類の提出先及び問い合わせ先）

〒526-8501 滋賀県長浜市八幡東町6 3 2 番地
長浜市未来創造部政策デザイン課（担当 五十嵐、野村）
電話 0749-65-6505 ファクシミリ 0749-65-4006
電子メールアドレス sougou@city.nagahama.lg.jp

(2) 実施要領等の交付

実施要領その他の資料の交付については、次のとおりとする。

ア 交付期間

令和7年4月7日（月）から5月12日（月）までの午前9時から午後4時45分まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝祭日を除く。

イ 交付場所

上記4(1)に同じ。（長浜市ホームページにおいてもダウンロード可）

ウ 交付する書類

実施要領、仕様書、提出書等作成要領等

(3) 実施要領等に対する質問期限及び回答

ア 質問方法

- ・質問書（様式は実施要項に添付）により電子メールで行うこと。
- ・メール件名に「プロポーザル質問. 送信年月日（西暦8桁）. 会社名」を入力し、添付の1ファイルにまとめて送信すること。
- ・受信後、着信した旨の確認メールを返信する。

イ 質問期限

令和7年4月21日（月）午後4時45分まで（必着）
質問期限以降の質問は、一切受け付けない。

ウ 回答方法

市ホームページにおいて掲載する。

エ 回答日

令和7年4月24日（木）予定

(4) 参加申込の手続

ア 提出書類

プロポーザルへの参加を希望する事業者は、本実施要領、仕様書及び長浜市契約規則等の各規定を理解した上で、次の書類を各1部提出すること。

- ① 参加申込書（様式第1号）
- ② 会社案内及び会社概要（組織においては、体制等が分かる資料）
- ③ 決算書（直近事業年度の貸借対照表と損益計算書が掲載されているもの）
- イ 提出期限
令和7年4月30日（水）午後4時45分まで（必着）
- ウ 提出方法
持参又は郵送に限る。なお、郵送の場合は、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、郵便事故等については提出者のリスク負担とする。
- エ 提出先
長浜市未来創造部政策デザイン課（上記4(1)のとおり）
- オ 参加資格審査結果の通知
参加資格審査の結果は、令和7年5月1日（木）に電子メールで送信する。
- カ 参加資格がないと認めた者に対する理由の説明
入札参加資格がないと認められた者は、市長に対して入札参加資格がないと認めた理由について、書面（様式は自由）により説明を求めることができる。書面の提出は次により行うこと。
 - ① 提出期限 令和7年5月8日（木）正午まで
 - ② 提出方法 電子メールにて
 - ③ 説明を求めた者に対する回答は、令和7年5月9日（金）午後3時までに電子メールにより行う。
- (5) 企画・技術提案書の提出
 - ア 提出書類
参加資格審査確認結果通知書（様式第2号）により提案者として認められたものは、本実施要領、仕様書及び長浜市契約規則等の各規定を理解した上で、次の書類を提出すること。提出書類の作成にあたっては、別添「作成要領」を参照すること。
 - ① 参加資格審査確認結果通知書（様式第2号）の写し 1部
 - ② 企画・技術提案書 正本1部 副本1部
 - ③ 業務実績報告書（様式第3号） 1部
 - ④ 見積書（見積明細書含む） 1部
 企画・技術提案書等の提出物については印刷物の他、企画・技術提案書等で提出する書類②～④の電子ファイルを収録したCD-ROM（DVD-ROM）を1部提出すること。
 - イ 提出期限
令和7年5月12日（月）午後4時45分まで（必着）
 - ウ 提出方法
持参又は郵送に限る。なお、郵送の場合は、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、郵便事故等については提出者のリスク負担とする。
 - エ 提出先
長浜市未来創造部政策デザイン課（上記4(1)のとおり）

(6) 企画提案に係るプレゼンテーション

ア 実施日 令和7年5月14日（水）

イ 実施場所 時間や場所等の詳細については、別途連絡する。

ウ 提案時間 30分間以内（提案説明は、本業務に従事する者が行うこととする。）

※なお、応募者多数の場合は、時間を変更する場合がある。

エ 質疑応答 30分間程度

オ 複数の提案者がいる場合の説明の順番は、企画・技術提案書等を受け付けた順とする。

カ 提案者が1者であっても、本公募型プロポーザルは成立するものとする。

キ プレゼンテーションソフトを利用して説明する場合、使用するデータをCDに保存し、提案書類と併せて提出すること。パソコン・プロジェクター・スクリーンは市が準備する。なお、プレゼンテーションソフトの使用は、審査を受ける上での絶対条件ではない。

ク 説明に要する提案者の経費は、全て提案者の負担とする。

(7) ヒアリング審査の結果通知

ア プレゼンテーションを行った全ての者に対し、ヒアリング審査の結果を通知する。

イ 通知時期

令和7年5月28日（水）予定

(8) その他

ア 失格となる企画提案書

企画提案書が次の各号のいずれかに該当する場合は、失格となる場合がある。なお、失格となった場合は、別途通知する。

- ① 提出期限、提出場所、提出方法に適合しないもの
- ② 記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの
- ③ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
- ④ 虚偽の内容が記載されているもの

イ その他

- ① 提出書類の作成等参加に係る全ての費用は、提案者の負担とする。
- ② 提出期限以降における企画提案書の差替え及び再提出は認めない。
- ③ 全ての提出書類は、返却しない。
- ④ 提出された企画提案書は、業者の特定以外には提案者に無断で使用しないこととする。ただし、提案の内容について今後の参考とすることがある。
- ⑤ 提出された書類は、業者の特定を行う作業に必要な範囲において、複製することがある。

5 その他の留意事項

詳細は、実施要領、仕様書、提出書等作成要領等による。